

第2回 県立都市公園のあり方検討会

令和4年7月21日



- 1 前回意見を踏まえた「部会で検討すべき論点【自然環境保全】（案）」…………… P. 2
- 2 活性化に関する県立都市公園の現状 …………… P. 6
- 3 「部会で検討すべき論点【活性化】（素案）」 …………… P.17





1 前回意見を踏まえた「部会で検討すべき論点【自然環境保全】（案）」

①ゾーニング図の作成（自然環境の保全と公園利用者の安全とのバランスの考え方）

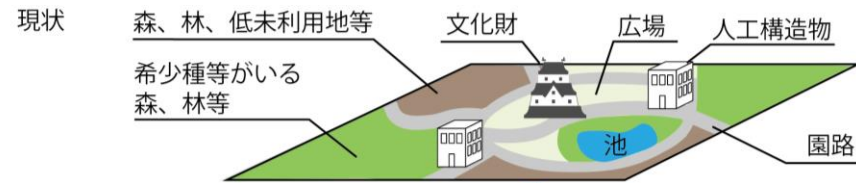
・園内を「ゾーニングⅠ」と「ゾーニングⅡ」によりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせた**ゾーニング図を作成し、ゾーン毎に樹木管理のスタンスを設定**する。ゾーニングⅠとゾーニングⅡの重複や、ゾーニングⅠにおける各ゾーンの境界など、明確に区分できない部分がある場合は、継続的に協議する。

※眺望ゾーンの設定に当たっては、シークエンス（動的・連続的な視点）についても考慮すること。

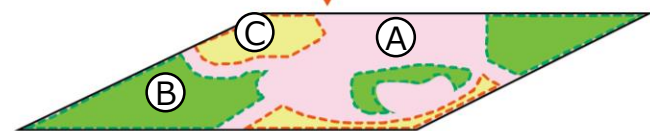
<ゾーニングⅠ> 地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物	樹木管理のスタンス
A 施設ゾーン 	・文化財、園路、広場や池を含む人工構造物ゾーン	・ 施設の機能維持を優先 し、施設運営に支障となる樹木は適切に管理する。
B 保全ゾーン 	・希少種等がある森、林等	・ 希少種等の生息環境に配慮 した樹木管理を行う。
C A・B以外のゾーン	・森、林、 低未利用地 等	・ 最低限の樹木管理 を行う。

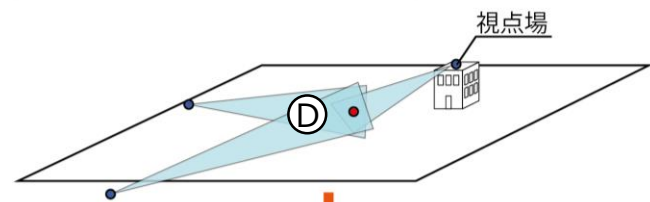
<ゾーニング図のイメージ>



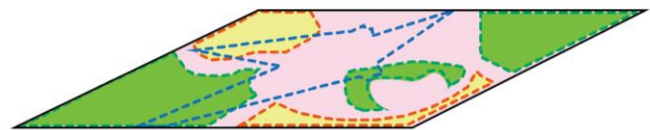
ゾーニングⅠ



ゾーニングⅡ




ゾーニング



凡例

- A 施設ゾーン
- B 保全ゾーン
- C A・B以外のゾーン
- D 眺望ゾーン

<ゾーニングⅡ> 眺望を考慮するゾーン

区分	対象物	樹木管理のスタンス
D 眺望ゾーン 	・視点場からの見所【例】 明石：櫓、石垣 播磨：ファンタジーロード 赤穂：瀬戸内海	・ 視点場からの眺望を考慮 し、眺望景観の支障となる樹木は適切に管理する。



②実際に樹木管理を行う際の合意形成のルール設定

- ・樹木管理が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、現地説明会やパブリックコメントを実施するなど、**よりきめ細やかな合意形成を行う。**

日常の維持管理

施設の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採

特別な維持管理

主要動線からの景観確保や用途変更に伴う樹木伐採等

緊急かつ危険な場合

台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

<合意形成のルール設定例>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会への報告	事前報告 (指定管理者)	事前報告 (県)	事後報告 (指定管理者)
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会やパブコメ実施	—	○ (県)	—

※事前報告の例：年度末の管理運営協議会において次年度以降の樹木伐採予定を説明



③公園管理に関する情報発信のルール設定

- ・工事着手前段階において実施する情報発信のルール（県民や公園利用者に向けた現地説明会や看板設置、紙媒体やHP等による周知等）を設定する。

<情報発信のルール設定例>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
HPによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
SNSによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
紙媒体による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
現地説明会の開催	—	○ (2ヶ月前)	—

④公園管理に県民が参画するための取組みの実施

- ・各公園の実情に応じて公園管理に公園利用者が企画・行動する仕組みを検討する。

<利用者参画の例>

- ・伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施。
- ・樹木管理のボランティア活動（参加者の募集や活動情報の発信を含む）



1 前回意見を踏まえた「部会で検討すべき論点【自然環境保全】（案）」

■スケジュール（案）

- 全体会は年4回を予定し、3月に最終報告を予定。
- 部会は、明石公園部会を先行。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県				中間報告はとりやめ					最終報告	パブコメ
全体会	第1回	第2回			第3回				第4回	
			検討すべき論点【自然環境保全】		検討すべき論点【活性化】			最終報告		
部会	明石公園	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回		第6回	第7回	
			ヒアリング					ヒアリング		
				播磨中央公園	第1回		第2回	第3回		
							ヒアリング			
				赤穂海浜公園	第1回		第2回	第3回		
							ヒアリング			

※議論の状況に応じてスケジュールは随時見直しを行う。

2 活性化に関する県立都市公園の現状

■ 管理運営の現状

- 県立都市公園は、県職員直営管理ではなく、指定管理者制度による管理運営が行われている。
- 公園利用者が、公園の運営について参画する機会の充実が求められている状況にある。
- 各県立都市公園で実施されているボランティアの活動状況や募集などの情報発信や、活動をPRする場が無く、活性化の仕組みが十分でない。

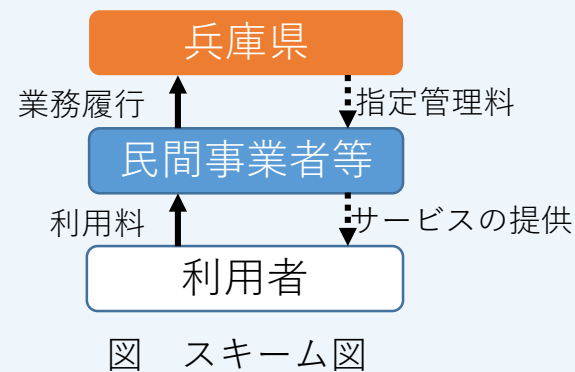
【指定管理者制度】

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する民間事業者等(指定管理者)に公共施設の管理を代行させる制度である。

指定管理者は、施設の使用に係る許可を与えられると共に、管理を行う公共施設の利用料金を自らの収入として收受できる。

民間事業者等の創意工夫により、住民への多様で満足度の高いサービスの提供や、施設の利用料金の引き下げが期待できる。

魅力的な自主事業（指定管理者が自主財源で行う事業）は、利用者満足度の向上にもつながる。



- ※ 県は、維持管理費と公共施設の利用料金との差額を指定管理料として、指定管理者に対し支払う。
- ※ 指定管理料は行財政構造改革により平成17年度に比較して46.3%減少している。

■ 管理運営協議会について

- 公園の管理運営について協議する場として、多くの県立都市公園において、指定管理者や有識者、地元住民、関係機関などから組織される管理運営協議会を設置している。
- 管理運営協議会の活動状況等を更に情報発信する必要がある。

2 活性化に関する県立都市公園の現状

■ 管理運営の現状

(1) 明石公園

情報発信、公園管理運営への利用者参加の状況		
公園HPの有無	あり	
SNSの有無	あり (Instagram/Facebook/Twitter/Note)	
紙媒体による情報発信	公園パンフレットのほかイベントのチラシ等作成	
利用者からの意見の取入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・投書箱の設置 (園内 1 箇所) ・定期アンケート (年 1 回) の実施 	
利用者の管理運営への参画	利用者主体の企画、広報PRなど	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵の庭園での来園者への呈茶サービス (主催: 市民グループ) ・ローンボウルズ体験教室 (主催: 競技団体)
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇管理、清掃作業、森林育成、樹木剪定等 (企業、市民グループ等) ・ローンボウルスコートの施設管理 (競技団体) ・櫓公開に係る観光ガイド (観光ガイドボランティア)
ボランティア募集の方法	なし	
ボランティアに係る情報発信	なし	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・園内の掲示板にイベント情報、施設の改修状況などを掲示 ・月1回、神戸新聞に城の情報 (うんちく) や開花情報などを掲載 	

※管理運営協議会は未設置

2 活性化に関する県立都市公園の現状

■ 管理運営の現状

(1) 明石公園

○利用者主体の企画の例



来園者への呈茶サービス



ローンボウルズ体験教室

○ボランティアの例



櫓公開に係る観光ガイド



桜の維持管理

2 活性化に関する県立都市公園の現状

■ 管理運営の現状

(2) 播磨中央公園

情報発信、公園管理運営への利用者参加の状況		
公園HPの有無	あり	
SNSの有無	あり (Instagram/Facebook/Twitter)	
紙媒体による情報発信	公園パンフレットのほかイベントのチラシ等作成	
利用者からの意見の取入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・投書箱の設置 (園内 2 箇所) ・アンケート用紙の設置 (園内 2 箇所)、随時アンケート実施 	
利用者の管理運営への参画	利用者主体の企画、広報PRなど	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングイベントの運営 (主催：実行委員会) ・イベント「はりちゅうの日」の開催・運営 (主催：実行委員会)
	ボランティア	・バラ園など花壇管理 (市民グループ)
ボランティア募集の方法	チラシ設置、加東市広報に掲載、事務所、園内に掲示 ※随時	
ボランティアに係る情報発信	なし	
その他	園内の掲示板にイベント情報、施設の改修状況などを掲示	

2 活性化に関する県立都市公園の現状

■ 管理運営の現状

(2) 播磨中央公園

管理運営協議会の状況

設立年	平成15年
構成メンバー	13名（有識者、地元住民、指定管理者、行政）
開催頻度	年2回
管理運営協議会のHP	あり（公園HP内で紹介）
活動状況の情報発信	なし（過去には情報誌「はりちゅうだより」発行）

○利用者主体の企画の例



ウォーキングイベント

○ボランティアの例



花壇管理

2 活性化に関する県立都市公園の現状

■ 管理運営の現状

(3) 赤穂海浜公園

情報発信、公園管理運営への利用者参加の状況		
公園HPの有無	あり	
SNSの有無	あり (Instagram/Facebook)	
紙媒体による情報発信	公園パンフレットのほかイベントのチラシ等作成	
利用者からの意見の取入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・投書箱の設置 (園内 1 箇所) ・随時アンケート実施 (イベント時に配布) 	
利用者の管理運営への参画	利用者主体の企画、広報PRなど	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代に向けた公園PR動画の配信 (主催：子育て支援団体) ・子育て世代に向けたイベントの実施 (主催：子育て支援団体) ・親子を対象としたウォークラリーの実施 (主催：地元大学の学生グループ) ・園内でのダンスイベントの実施 (主催：市民グループ) ・子ども向けの凧づくり教室の実施 (主催：市民グループ)
	ボランティア	なし
ボランティア募集の方法	なし	
ボランティアに係る情報発信	なし	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・園内の掲示板にイベント情報、施設の改修状況などを掲示 	

2 活性化に関する県立都市公園の現状

■ 管理運営の現状

(3) 赤穂海浜公園

管理運営協議会の状況

設立年	令和2年
構成メンバー	13名（有識者、地元住民、指定管理者、行政）
開催頻度	年2回
管理運営協議会のHP	なし
活動状況の情報発信	あり（会議は公開で実施、県HPにて会議資料・議事録を公開）

○利用者主体の企画の例



子育て世代向けイベント



ウォークラリーイベント

2 活性化に関する県立都市公園の現状

■ 新たなパークマネジメント導入について

○令和3年度には、新たなパークマネジメント（長期指定管理、Park-PFI等）の導入に向けた事業可能性調査を実施した。（明石公園、播磨中央公園、赤穂海浜公園を対象に実施。）

（1）新たなパークマネジメント導入の目的

○県立都市公園のさらなる魅力の向上を図るため、収益施設の整備や公園の維持管理について、行政にはない、民間の優れたノウハウと投資を呼び込む。

⇒国営公園や他の自治体の公園でも取組みが進められている。

【ポイント】

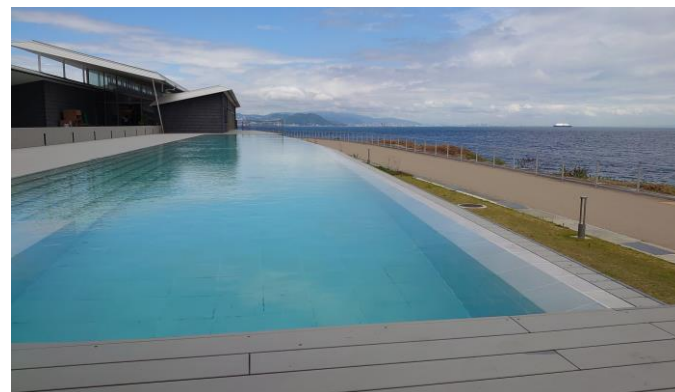
・従前の指定管理の委託期間は最大5年程度で、応募が1社か2社しかないなど、十分に民間のアイデアや投資を呼び込めていなかった。

⇒長期間にわたる収益施設の運営を可能とすることで、新たな民間企業の参入や投資を期待。

【Park-PFI導入の例】



イケ・サンパーク（東京都豊島区）



国営明石海峡公園（淡路地区）

2 活性化に関する県立都市公園の現状

■新たなパークマネジメント導入について

(2) 事業可能性調査（サウンディング調査）の実施（令和4年1月～3月）

- 新たなパークマネジメントの導入に際して、民間事業者の参入意欲を確認し、公募条件を検討するため、幅広く提案・意見（※）を求める事業可能性調査を実施した。
※都市公園法等の法令の範囲内での提案である旨を明記
- 希望する事業手法（①施設整備を伴う長期指定管理、②Park-PFI、③Park-PFIと長期指定管理の組み合わせ）についてもヒアリングした。

【ポイント】

- ・公募の前に、民間事業者からの提案・意見をもらうことで、検討の早い段階で市場性の有無を確認できるとともに、行政にはない幅広いアイデアを聴くことが出来る。

(3) 事業可能性調査（サウンディング調査）の結果概要

- 3公園を対象に実施した結果、のべ20団体以上から提案をいただいた。
- 調査結果の詳細については、各部会にて報告を行う（活性化のテーマ）。
※各公園で出された提案についてご意見をいただき議論する予定。
※民間事業者の企業ノウハウに係る内容は公開しない。

2 活性化に関する県立都市公園の現状

■ 新たなパークマネジメント導入について

(4) 公園利用者等からの声

- 新たなパークマネジメントの導入により、「公園が民営化（公園全体の有料化）される※¹」、「公園内にマンションが建設される※²」等の誤解がSNSを中心に広がった。
 - ※1 県の方針として、公園全体を有料化することはない。
 - ※2 公園内のマンション建設は都市公園法上不可能。
- また、対象となった公園の管理運営協議会からは、地元の意見を聞いてほしい、という声も上がった。

(寄せられた意見) ※電話、投書等

- 民営ではなく、公的機関の管理下にあることで全世代に優しい公園になっていると思う。
- 明石公園には、便利な施設もアトラクションも必要ない。なにもないことが魅力。今のまま子どもに引き継ぎたい。
- 他府県の状況を見ると、大変なことになっている。マンション建設反対。

(SNS等で見られた意見)

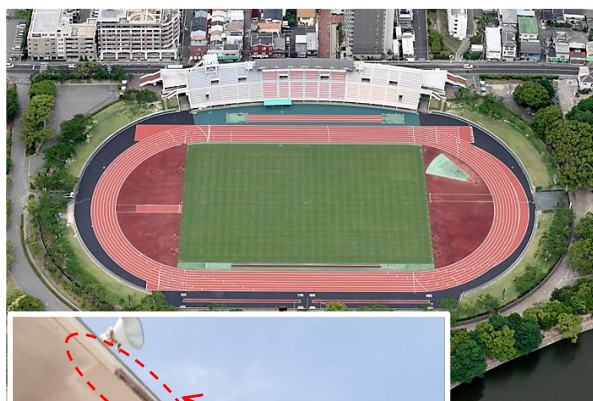
- 民営化されたら明石公園に入るのにお金いりますよね？絶対反対です。
- 民間参入で明石公園でマンションって正気ですか？

2 活性化に関する県立都市公園の現状

■施設の老朽化

- 明石公園の陸上競技場（きしろスタジアム）は築約50年が経過しており、特にスタンド庇の老朽化が著しく、コンクリートが剥離落下しているため、庇下は立入り禁止となっている。
- 明石公園の第一野球場（明石トーカロ球場）も築約50年が経過しており、特に外壁コンクリートの剥離や雨漏りが発生している。スコアボードにいたっては、交換部品が市場にないため、修理が困難となっている。
- 播磨中央公園においては、空家になっている飲食店舗（森のくまさんのうち〔S53設置、RC造2階建て〕）がある。

【陸上競技場】



スタンド庇状況

【第一野球場】



外壁剥離状況

【森のくまさんのうち】



3 「部会で検討すべき論点【活性化】（素案）」

■ 活性化のあり方について

- 3つの課題に応じて、個別対応を実施。
- 各公園が持ち合わせる価値を最大限発揮できるような活性化に取り組む。

【課題】

課題①

○ 公園利用者が公園の運営に参画する機会の充実が求められているほか、ボランティアの活動状況や募集などの情報発信、活動をPRする場が無いなど活性化の仕組みが十分でない。

課題②

○ 新たなパークマネジメントの導入により、「公園が民営化（公園全体の有料化）される」、「公園内にマンションが建設される」等の誤解がSNSを中心に広がり、導入目的と制度に関する説明・周知が不十分である。

課題③

○ 老朽化等で施設を廃止、又は全面更新する場合や、施設を新設する場合において利用者からの意見聴取や反映手法が明確になっていない。

【課題への対応案(部会への指示事項)】

個別対応①

○ 公園の**管理運営の利用者参画機会を拡充**
・ 未設置公園での管理運営協議会の立上げ
・ 公園ボランティアのさらなる参画、活動の見える化など活性化にむけた仕組みの設定

個別対応②

○ 新たなパークマネジメントの導入に関する県民への**情報発信や意見聴取のルール作成**
・ 制度に関するわかりやすい説明や事業者公募の内容に関する意見聴取の実施

個別対応③

○ 施設の新設や改廃等の**合意形成のルール作成**
・ 施設の改修や新設、廃止など利活用の方針に応じた情報発信や意見聴取の実施



3 「部会で検討すべき論点【活性化】（素案）」

① 今後の公園の管理運営の進め方

・利用者からの提案聴取やボランティアのさらなる参画を促す仕組みを設定する。

※管理運営協議会は「要望の場」ではなく「連携のアイデアを出す場」。

< 今後の公園の管理運営方針の設定（例） >

	協議の場が未設置	協議の場が設置済
例	<ul style="list-style-type: none">○幅広い関係者（県民、NPO、行政、Park-PFI事業者等）が参画する管理運営協議会等の立上げ○公園ボランティア活動の見える化への取組み（活動募集手法の拡充や活動をPRする仕組みの検討）○公園利用者側からの提案型企画を促す取組み（公園内で可能なイベント等の説明や相談窓口の明示）	<ul style="list-style-type: none">○より幅広い参画を実現するためのメンバー構成の検討○公園ボランティア活動の見える化への取組み（活動募集手法の拡充や活動をPRする仕組みの検討）○公園利用者側からの提案型企画を促す取組み（公園内で可能なイベント等の説明や相談窓口の明示）

3 「部会で検討すべき論点【活性化】（素案）」

② Park-PFIなど新たなパークマネジメントの導入の進め方

- ・事業者向け事業可能性調査（サウンディング調査）の実施前後において県民への情報発信や意見聴取のルールを設定する。
- ・新たな施設整備は、各公園で作成した「ゾーニング図」を元に、保全ゾーン以外のエリアでの実施を条件とする。

< 事業者公募までの進め方（例） >

区分	進め方のポイント	具体的手法
事業可能性調査の実施前	(1)都市公園法の枠内で設置可能な施設を明示するなど、事業スキームに関する丁寧な説明を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○説明に際し、調査趣旨や制度概要に関する資料を充実 ○記者発表に加え、公園利用者向けのポスター掲示、チラシ配布及びホームページへの掲載等を実施
事業可能性調査の実施後	(2)事業可能性調査の結果を踏まえた事業者公募の方針について県民への意見聴取を行う。 ※公募要項作成にあたっての参考とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○管理運営協議会や公園利用者からの意見聴取 ○意見を参考にした公募要項の作成



公募委員会の開催、公募の実施

3 「部会で検討すべき論点【活性化】（素案）」

③老朽施設の活用のあり方

- ・施設の新設や改廃等の合意形成のルールを設定する。

< 施設の利活用に関する合意形成ルールの設定（例） >

区分	施設※の改修、更新	新設、廃止、 施設※機能の大幅な変更
管理運営協議会への事前報告	○	○
HP等を通じた情報発信	○	○
公園利用者等への意見聴取 （利用者アンケート、関係団体 へのヒアリング、HP等を通じた意 見聴取など）	—	○

※上下水道、電気通信などのインフラを除く